

住宅改修【介護予防住宅改修】

事前申請が
必要です!

手すりの取り付けや段差の解消など、軽易な住宅改修費の一部が支給されます。申請者は改修前に必ず市に事前申請を行い、工事内容の確認を受ける必要があります。なお、入院・入所中の場合は、事前に市に確認したうえで工事可能ですが、支給については退院・退所後（資格喪失の場合は支給できません）となります。



- ① 手すりの取り付け
- ② 段差の解消
- ③ 滑りの防止・移動の円滑化などのための床または通路面の材料の変更
- ④ 引き戸などへの扉の取り替え
- ⑤ 和式便器から洋式便器などへの便器の取り替え
- ⑥ 上記の工事にともなって必要となる工事

●利用者負担について

※いったん利用者が全額を負担し、市が確認の上、後日、対象経費の20万円を上限に費用の9割～7割が支給されます。

手続きの流れ

ケアマネジャーなどに相談



施工業者の選択・見積もり依頼



市へ事前に申請



市の内容審査



市から確認通知書を受領



工事の実施・完了／支払い(全額)



市へ工事完了報告書類を提出



住宅改修費の支給

事前申請に必要な書類

- 住宅改修費支給申請書
- 住宅改修が必要な理由書
(ケアマネジャーや福祉住環境コーディネーターなどに作成を依頼します)
- 工事費見積書(利用者本人の氏名のもの)
(介護保険の対象となる工事の種類を明記し、各費用などが適切に区分してあるもの)
- 住宅所有者の承諾書
(改修を行う住宅の所有者が当該利用者でない場合)
- 着工前の写真
(撮影日がわかる日付入りのもの)
- 平面図(工事する箇所だけでなく、住宅全体のもの)

工事完了後に必要な書類

- 工事完了報告書
- 領収書(利用者本人の氏名のもの)
- 工事費内訳書
(介護保険の対象となる工事の種類を明記し、各費用などが適切に区分してあるもの)
- 完成後の写真
(撮影日がわかる日付入りのもの、また着工前の写真と同じアングルのもの)